

# 毎月勤労統計調査地方調査（令和2年平均）結果概要

## 主要指標（事業所規模30人以上）

平成27年平均＝100

区 分	賃 金 指 数				労働時間指数			常用 雇用 指数	労働異動率		消費者 物価 指数 [帰属家 賃除く]
	名 目		実 質		総実 労働 時間	所定内 労働 時間	所定外 労働 時間		入 職 率	離 職 率	
	現金 給与 総額	きまって 支給する 給与	現金 給与 総額	きまって 支給する 給与							
平成25年平均	97.4	97.8	102.3	102.7	101.8	101.3	107.3	99.3	1.87	2.00	95.2
平成26年平均	99.1	99.0	100.9	100.8	101.2	100.9	104.4	97.1	2.05	2.11	98.2
平成27年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.66	1.37	100.0
平成28年平均	101.6	100.9	101.4	100.7	99.3	99.4	98.0	100.7	1.53	1.37	100.3
平成29年平均	101.2	100.3	100.1	99.2	99.6	98.9	106.8	102.8	1.47	1.36	101.1
平成30年平均	100.6	99.3	98.5	97.3	99.5	97.9	116.6	102.2	1.67	1.74	102.1
令和元年平均	102.7	100.9	100.0	98.2	98.2	96.1	121.1	100.7	1.60	1.60	102.7
令和2年平均	96.2	96.8	94.0	94.6	93.5	93.6	90.7	100.9	1.46	1.39	102.3
令和2年1月	83.1	95.8	80.8	93.2	91.2	90.2	102.5	95.2	1.04	1.09	102.8
2月	79.9	97.8	78.0	95.5	95.3	94.1	107.5	98.1	1.19	1.37	102.4
3月	81.1	97.5	79.2	95.2	94.2	93.3	103.3	98.6	2.14	1.61	102.4
4月	81.3	98.5	79.2	96.0	96.7	97.2	90.0	103.3	3.66	3.30	102.6
5月	79.7	94.2	77.6	91.7	86.0	86.9	75.0	99.8	1.83	2.06	102.7
6月	136.3	94.5	133.0	92.2	91.9	93.5	73.3	99.4	1.14	1.15	102.5
7月	113.7	96.0	111.0	93.8	97.1	97.8	88.3	100.0	1.28	1.07	102.4
8月	81.1	97.3	79.3	95.1	89.3	89.9	82.5	102.9	0.98	0.99	102.3
9月	79.3	96.8	77.5	94.6	92.0	92.7	82.5	103.6	1.04	0.90	102.3
10月	79.8	98.0	78.0	95.8	97.3	97.4	95.0	103.7	1.22	1.17	102.3
11月	94.0	97.4	92.6	96.0	96.9	97.1	94.2	103.1	0.98	0.99	101.5
12月	164.5	98.0	162.7	96.9	93.6	93.5	94.2	103.6	0.98	0.98	101.1

1 この調査では、各調査結果の時系列変化比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を用いている。

名目賃金指数 = 集計結果（現金給与額）/基準数値×100

実質賃金指数 = 名目賃金指数/消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)×100

2 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、総務省統計局公表の大津市分である。

3 本表の数値は調査産業計の数値である。

# 【 I 事業所規模30人以上】

## I-A 賃金

### 1. 賃金の動き

常用労働者1人当たりの月間現金給与総額は342,563円で、対前年比は6.3%減となり、前年の対前年比(2.1%増)を8.4ポイント下回った。全国平均は365,100円で、対前年比は1.7%減となっている。

現金給与総額の内訳をみると、きまって支給する給与は278,543円で、対前年比は4.1%減となり、前年の対前年比(1.6%増)を5.7ポイント下回った。全国平均は293,056円で、対前年比は1.1%減となっている。

また、特別に支払われた給与は64,020円で、全国平均(72,044円)を8,024円下回った。

現金給与総額を全国平均と比較すると、全国平均=100に対して滋賀県は93.8となり、前年(98.7)に比べて4.9ポイント下降した。きまって支給する給与は95.0で、前年(98.1)に比べて3.1ポイント下降した。特別に支払われた給与は88.9で前年(101.1)に比べて12.2ポイント下降した。

次に、平成24年からの調査産業計と製造業の名目賃金指数(きまって支給する給与)の推移をみると、調査産業計は、平成24年から平成28年にかけて上昇した後、2年連続下降し、令和元年に再び上昇したが令和2年では下降に転じた。製造業は、平成24年から令和元年にかけて上昇したが令和2年は下降した。(第1表、第1図)

第1表 賃金の動き(調査産業計の1人平均月間給与額)

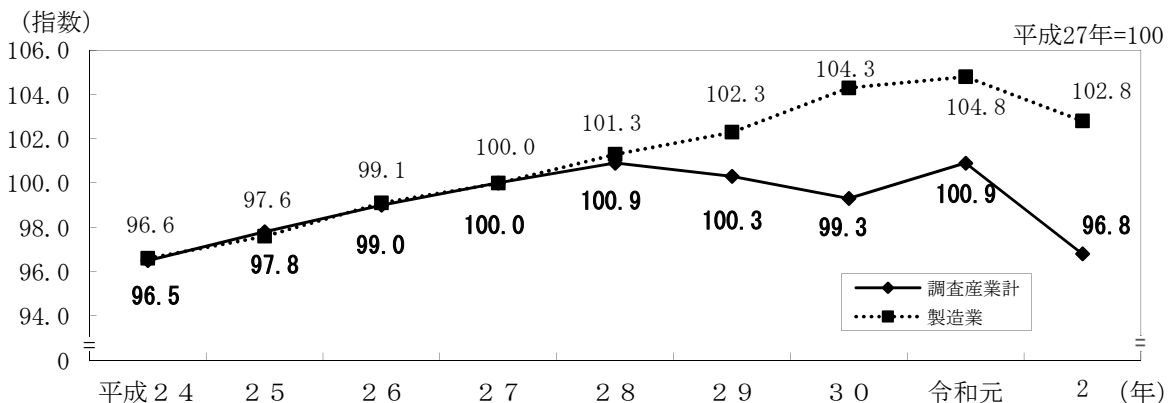
(事業所規模30人以上)

指数：平成27年=100

	実数	賃金指数		対前年比				全国平均=100		
		名目	実質	名目賃金指数		実質賃金指数		令和2年	令和元年	
				令和2年	令和元年	令和2年	令和元年			
	円			%	%	%	%			
滋賀県	現金給与総額	342,563	96.2	94.0	△ 6.3	2.1	△ 6.0	1.5	93.8	98.7
	きまって支給する給与	278,543	96.8	94.6	△ 4.1	1.6	△ 3.7	0.9	95.0	98.1
	特別に支払われた給与	64,020	—	—	—	—	—	—	88.9	101.1
全国	現金給与総額	365,100	101.0	98.7	△ 1.7	△ 0.2	△ 1.7	△ 0.8	100.0	100.0
	きまって支給する給与	293,056	100.7	98.4	△ 1.1	0.1	△ 1.1	△ 0.5	100.0	100.0
	特別に支払われた給与	72,044	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0

(注) 全国との比較：全国の実数を100とした場合の割合

第1図 名目賃金指数(きまって支給する給与)の推移(事業所規模30人以上)



現金給与総額を産業別にみると、最も賃金が高い産業は電気・ガス業（565,916円）で、以下、学術研究等（551,200円）、建設業（498,765円）、金融業、保険業（455,726円）の順となっている。

産業別に現金給与総額を対前年比でみると、学術研究等（7.4%増）、その他のサービス業（1.5%増）、建設業（1.0%増）の3産業が増加したのに対し、生活関連サービス等（37.9%減）、卸売業、小売業（18.3%減）、情報通信業（16.4%減）など11産業で減少した。

次に、きまって支給する給与についてみると、最も賃金が高い産業は電気・ガス業（414,732円）で、以下、学術研究等（403,228円）、建設業（385,961円）、金融業、保険業（350,267円）の順となっている。

産業別にきまって支給する給与を対前年比でみると、学術研究等（8.3%増）、その他のサービス業（2.8%増）、金融業、保険業（2.4%増）などの4産業が増加したのに対し、生活関連サービス等（34.2%減）、情報通信業（18.3%減）、卸売業、小売業（14.0%減）など10産業で減少した。

さらに、特別に支払われた給与についてみると、電気・ガス業が151,184円と最も高く、生活関連サービス等が5,090円と最も低かった。（第2表）

第2表 産業別賃金の動き（1人平均月間給与額・特別に支払われた給与額）

（事業所規模30人以上）

産 業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与	
	実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比		実数	対前年差 (実数)
		令和2年	令和元年		令和2年	令和元年		
	円	%	%	円	%	%	円	円
調 査 産 業 計	342,563	△ 6.3	2.1	278,543	△ 4.1	1.6	64,020	△ 12,134
建 設 業	498,765	1.0	△ 9.4	385,961	2.1	△ 7.3	112,804	△ 3,507
製 造 業	433,579	△ 4.1	△ 0.1	339,320	△ 1.9	0.5	94,259	△ 11,964
電 気 ・ ガ ス 業	565,916	△ 6.7	△ 1.6	414,732	△ 6.6	△ 2.6	151,184	△ 11,620
情 報 通 信 業	361,749	△ 16.4	30.1	278,055	△ 18.3	11.3	83,694	△ 93,622
運 輸 業 , 郵 便 業	309,844	△ 0.7	1.3	274,643	△ 3.9	3.7	35,201	8,756
卸 売 業 , 小 売 業	160,997	△ 18.3	1.0	147,936	△ 14.0	2.0	13,061	△ 11,658
金 融 業 , 保 険 業	455,726	△ 5.4	14.2	350,267	2.4	8.5	105,459	△ 34,099
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	X	X	119.3	X	X	116.1	X	X
学 術 研 究 等	551,200	7.4	8.1	403,228	8.3	9.4	147,972	6,300
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	112,090	△ 5.3	△ 9.0	106,641	△ 3.3	△ 7.8	5,449	△ 2,516
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	109,711	△ 37.9	△ 26.8	104,621	△ 34.2	△ 22.9	5,090	△ 13,351
教 育 , 学 習 支 援 業	417,826	△ 16.3	10.5	346,967	△ 3.1	1.6	70,859	△ 122,031
医 療 , 福 祉	292,363	△ 10.8	0.7	245,115	△ 11.4	1.6	47,248	△ 2,415
複 合 サ ー ビ ス 事 業	334,574	△ 8.9	6.0	266,439	△ 6.9	4.1	68,135	△ 12,764
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	278,268	1.5	18.3	244,650	2.8	15.5	33,618	△ 2,303

## I - B 労働時間

### 1. 出勤日数

常用労働者1人当たりの平均月間出勤日数は17.7日であった。  
これを産業別にみると、建設業が20.2日で最も多く、以下、運輸業、郵便業（20.1日）、複合サービス事業（19.9日）、学術研究等（18.9日）ならびにその他のサービス業（18.9日）の順になっている。

次に平成28年からの推移をみると、平成28年と比較して増加したのは、運輸業、郵便業および学術研究等の2産業であった。（第3表）

第3表 産業別出勤日数の推移（1人平均月間出勤日数）

（事業所規模30人以上）

産 業	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
調 査 産 業 計	17.7	18.1	18.5	18.5	18.5
建 設 業	20.2	20.1	19.8	19.2	X
製 造 業	18.4	18.7	19.0	19.2	19.1
電 気 ・ ガ ス 業	18.4	18.6	19.0	19.4	19.1
情 報 通 信 業	17.3	17.3	18.1	18.0	18.2
運 輸 業 ， 郵 便 業	20.1	20.1	20.1	18.7	19.9
卸 売 業 ， 小 売 業	17.1	17.7	18.2	18.7	18.9
金 融 業 ， 保 険 業	17.8	17.7	18.6	18.4	18.5
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	X	17.6	14.4	18.3	19.0
学 術 研 究 等	18.9	18.8	18.7	18.6	18.3
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	12.7	14.3	15.2	16.0	16.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	12.9	15.3	16.7	16.4	16.5
教 育 ， 学 習 支 援 業	15.9	16.2	17.5	17.8	17.7
医 療 ， 福 祉	17.3	17.4	18.3	17.7	17.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19.9	19.9	19.8	19.7	20.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18.9	18.6	18.6	18.7	19.1

## 2. 労働時間の動き

常用労働者1人当たりの平均月間総実労働時間は138.4時間で、対前年比は4.8%減となった。総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は127.5時間で、対前年比は2.6%減となり、所定外労働時間は10.9時間で、対前年比は25.1%減となった。

次に、平成24年からの調査産業計と製造業の総実労働時間指数の推移をみると、調査産業計は平成24年以降は下降を続け、平成28年からほぼ横ばいで推移してきたが、令和元年から下降した。一方、製造業は平成24年以降、ほぼ横ばいで推移してきたが、令和2年は下降した。

(第4表、第2図)

第4表 産業別労働時間の動き（1人平均月間労働時間数）

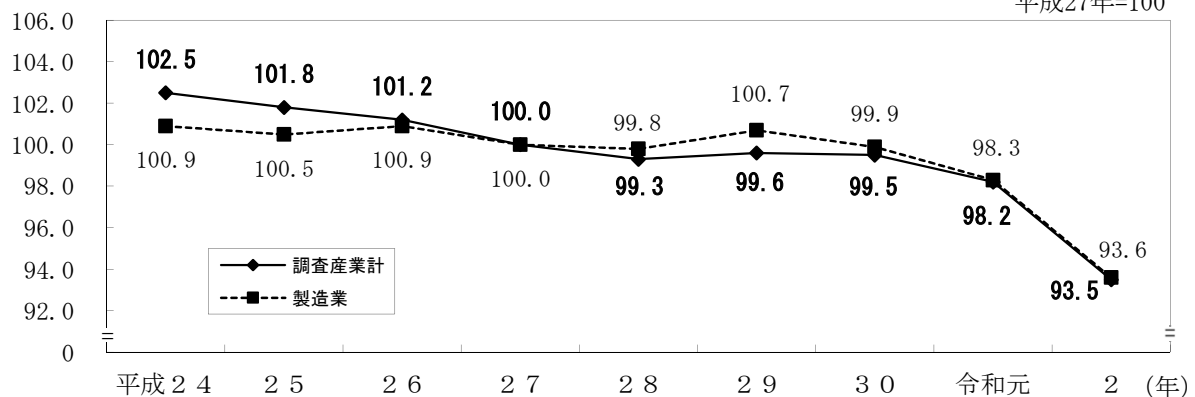
(事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比	
		令和2年	令和元年		令和2年	令和元年		令和2年	令和元年
調 査 産 業 計	時間 138.4	% △ 4.8	% △ 1.3	時間 127.5	% △ 2.6	% △ 1.8	時間 10.9	% △ 25.1	% 3.9
建 設 業	161.3	△ 0.8	△ 4.6	148.6	△ 0.2	△ 0.1	12.7	△ 8.3	△ 36.0
製 造 業	152.4	△ 4.8	△ 1.6	140.0	△ 1.9	△ 1.0	12.4	△ 28.3	△ 5.8
電 気 ・ ガ ス 業	143.5	△ 3.5	△ 2.9	135.9	0.9	△ 2.4	7.6	△ 46.5	△ 8.4
情 報 通 信 業	131.5	△ 6.6	△ 9.3	123.7	△ 0.6	△ 13.3	7.8	△ 51.6	39.8
運 輸 業 , 郵 便 業	174.2	△ 0.3	1.7	149.6	0.9	△ 0.3	24.6	△ 7.5	15.4
卸 売 業 , 小 売 業	110.1	△ 7.2	△ 0.3	106.5	△ 5.8	△ 0.6	3.6	△ 36.1	7.1
金 融 業 , 保 険 業	136.7	△ 2.9	△ 2.3	131.7	△ 0.5	△ 3.7	5.0	△ 40.3	28.2
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	X	X	38.9	X	X	46.8	X	X	△ 89.4
学 術 研 究 等	161.0	2.3	1.8	143.2	0.3	0.9	17.8	23.6	10.9
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	77.9	△ 14.0	△ 10.9	74.4	△ 12.5	△ 10.7	3.5	△ 35.5	△ 13.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	87.7	△ 23.5	△ 5.8	82.7	△ 23.8	△ 5.7	5.0	△ 20.1	△ 5.3
教 育 , 学 習 支 援 業	124.1	△ 8.7	△ 4.0	112.8	1.8	△ 10.8	11.3	△ 55.2	45.2
医 療 , 福 祉	122.7	△ 4.8	△ 6.5	117.2	△ 3.6	△ 6.8	5.5	△ 24.1	△ 3.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	153.0	△ 2.9	2.3	143.0	△ 1.6	△ 0.2	10.0	△ 17.9	46.3
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	163.2	6.7	5.6	141.5	6.0	4.1	21.7	12.4	16.6

(指数)

第2図 総実労働時間指数の推移（事業所規模30人以上）

平成27年=100



# I - C 雇用

## 1. 雇用の動き

常用労働者数は317,941人で、対前年比は0.2%増となった。

産業別に常用労働者数の対前年比をみると、情報通信業（121.9%増）、教育，学習支援業（32.1%増）、卸売業，小売業（9.0%増）など8産業が増加したのに対し、飲食サービス業等（9.1%減）、その他のサービス業（8.2%減）、金融業，保険業（6.5%減）など6産業では減少した。

次に、平成24年からの調査産業計と製造業の常用雇用指数の推移をみると、調査産業計は平成24年からほぼ横ばいで推移し、平成26年に下降した後、平成27年から上昇に転じたが、平成30年から再び下降し、令和2年はほぼ横ばいとなった。

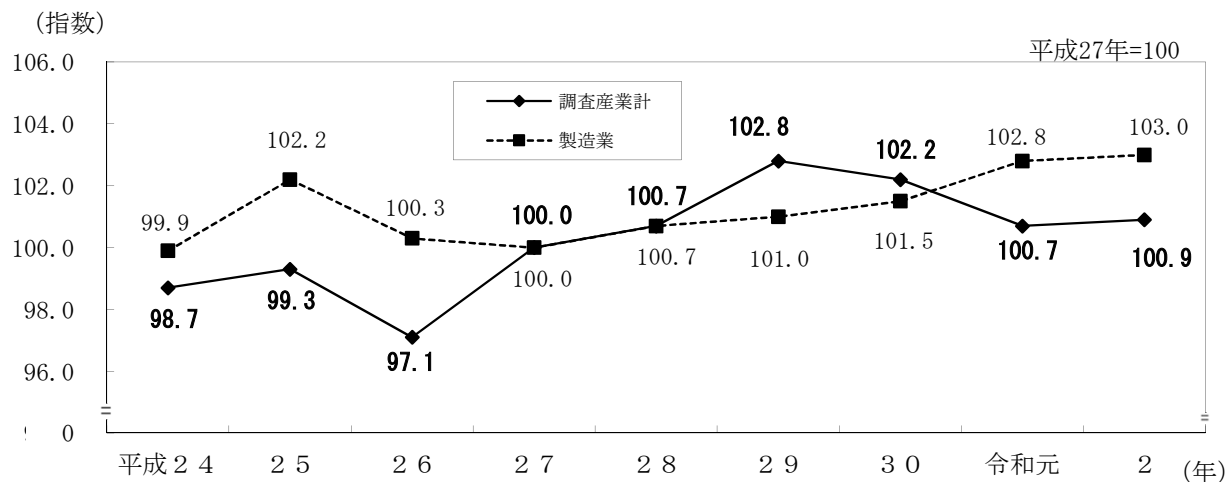
一方、製造業は平成25年に上昇し、その後下降したが、平成28年以降は、緩やかに上昇している。（第5表、第3図）

第5表 産業別常用雇用の動き（月平均）

（事業所規模30人以上）

産 業	滋賀県				全国		
	令和2年 常用労働者数 (月末)	対 前 年 比		構 成 比		対 前 年 比	
		令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
	人	%	%	%	%	%	%
調 査 産 業 計	317,941	0.2	△ 1.5	100.0	100.0	0.3	1.3
建 設 業	4,446	0.3	1.7	1.4	1.4	2.2	3.1
製 造 業	129,672	0.2	1.3	40.8	40.8	△ 0.1	0.8
電 気 ・ ガ ス 業	1,423	0.3	△ 4.0	0.4	0.4	△ 1.9	△ 3.5
情 報 通 信 業	1,711	121.9	△ 60.4	0.5	0.2	2.1	0.8
運 輸 業 ， 郵 便 業	17,846	△ 4.0	3.1	5.6	5.9	1.3	0.8
卸 売 業 ， 小 売 業	36,842	9.0	△ 0.9	11.6	10.7	△ 0.5	0.1
金 融 業 ， 保 険 業	4,815	△ 6.5	△ 0.4	1.5	1.6	△ 1.7	0.7
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	X	X	△ 4.4	X	0.4	0.2	2.8
学 術 研 究 等	6,205	2.8	24.2	2.0	1.9	0.7	0.7
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	12,884	△ 9.1	1.8	4.1	4.5	△ 1.0	3.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	5,875	5.6	△ 0.6	1.8	1.8	1.5	2.8
教 育 ， 学 習 支 援 業	17,259	32.1	△ 34.4	5.4	4.1	1.0	0.6
医 療 ， 福 祉	54,780	△ 6.4	1.5	17.2	18.4	1.3	1.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,166	△ 3.0	△ 1.7	0.4	0.4	△ 0.4	△ 3.3
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	21,930	△ 8.2	△ 3.7	6.9	7.5	△ 0.6	2.7

第3図 常用雇用指数の推移（事業所規模30人以上）



## 【Ⅱ 事業所規模5人以上】

### Ⅱ－A 賃金

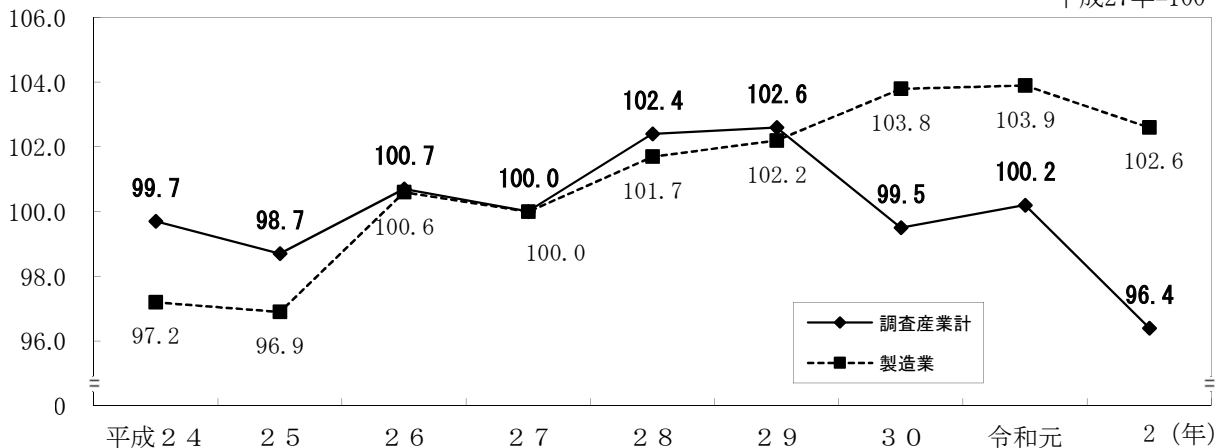
#### 1. 賃金の動き

常用労働者1人当たりの月間現金給与総額は301,208円で、対前年比は5.9%減となった。  
現金給与総額の内訳をみると、きまって支給する給与は249,855円で、対前年比は3.8%減となり、特別に支払われた給与は51,353円で、対前年差は9,314円減となった。  
次に、平成24年からの調査産業計と製造業の名目賃金指数（きまって支給する給与）の推移をみると、調査産業計は平成29年まで上昇傾向にあったが、平成30年からは下降傾向にある。  
一方、製造業は平成25年まで横ばいで推移したが、平成26年に上昇し、その後令和元年まで上昇傾向にあったが、令和2年は下降した。（第6表、第4図）

第6表 産業別賃金の動き（1人平均月間給与額・特別に支払われた給与額）  
（事業所規模5人以上）

産 業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与	
	実数	対前年比		実数	対前年比		実数	対前年差 (実数)
		令和2年	令和元年		令和2年	令和元年		
	円	%	%	円	%	%	円	円
調査産業計	301,208	△ 5.9	1.0	249,855	△ 3.8	0.7	51,353	△ 9,314
建設業	383,368	△ 3.6	0.0	330,363	0.0	△ 1.4	53,005	△ 13,723
製造業	408,683	△ 2.9	△ 0.8	322,696	△ 1.3	0.1	85,987	△ 7,605
電気・ガス業	565,916	6.5	△ 6.1	414,732	4.6	△ 5.6	151,184	15,595
情報通信業	410,741	△ 10.8	36.3	300,375	△ 12.6	19.5	110,366	△ 15,847
運輸業，郵便業	331,479	4.0	△ 0.8	297,010	1.5	1.1	34,469	8,164
卸売業，小売業	205,859	△ 10.5	4.4	181,664	△ 7.8	4.1	24,195	△ 8,544
金融業，保険業	418,055	△ 1.4	7.6	327,227	3.4	3.9	90,828	△ 17,693
不動産・物品賃貸業	221,265	△ 28.5	28.5	190,061	△ 23.1	16.3	31,204	△ 31,999
学術研究等	465,805	3.1	14.9	360,095	5.9	17.5	105,710	△ 4,741
飲食サービス業等	95,631	△ 10.9	△ 5.4	91,572	△ 8.8	△ 6.3	4,059	△ 2,706
生活関連サービス等	144,649	△ 7.3	△ 7.7	134,473	△ 6.9	△ 4.3	10,176	△ 2,002
教育，学習支援業	285,844	△ 20.2	△ 10.9	239,346	△ 8.5	△ 16.5	46,498	△ 68,723
医療，福祉	258,196	△ 9.8	0.4	219,228	△ 10.2	1.6	38,968	△ 2,706
複合サービス事業	346,470	△ 8.3	7.2	268,688	△ 5.4	3.7	77,782	△ 16,268
その他のサービス業	273,273	△ 3.9	13.1	237,782	△ 1.7	10.7	35,491	△ 6,575

第4図 名目賃金指数（きまって支給する給与）の推移（事業所規模5人以上）  
（指数） 平成27年=100



## Ⅱ－B 労働時間

### 1. 出勤日数

常用労働者1人当たりの平均月間出勤日数は17.3日であった。

これを産業別にみると、建設業が20.5日で最も多く、以下、運輸業、郵便業（20.0日）、  
 学術研究等（19.1日）、複合サービス事業（19.0日）の順となっている。

次に平成28年からの推移をみると、平成28年と比較して増加したのは、学術研究等の  
 1産業のみであった。（第7表）

第7表 産業別出勤日数の推移（1人平均月間出勤日数）

（事業所規模5人以上）

産 業	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
	日	日	日	日	日
調 査 産 業 計	17.3	17.8	18.3	18.4	18.4
建 設 業	20.5	20.2	20.6	20.9	20.7
製 造 業	18.4	18.8	19.1	19.3	19.2
電 気 ・ ガ ス 業	18.4	19.1	19.2	19.1	19.2
情 報 通 信 業	18.2	18.6	19.0	18.3	18.4
運 輸 業 ， 郵 便 業	20.0	20.5	20.4	19.2	20.0
卸 売 業 ， 小 売 業	17.4	17.9	17.9	18.4	18.6
金 融 業 ， 保 険 業	18.3	18.3	18.8	18.7	18.7
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	16.7	18.2	17.1	20.0	18.9
学 術 研 究 等	19.1	18.8	18.8	19.0	18.9
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	12.3	14.4	14.8	15.2	15.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	14.6	15.6	16.6	17.0	17.1
教 育 ， 学 習 支 援 業	13.9	14.8	17.1	17.7	17.4
医 療 ， 福 祉	16.8	17.0	17.9	17.4	17.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19.0	19.5	19.7	19.7	19.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	18.3	18.6	18.7	18.2	19.1



## 2. 労働時間の動き

常用労働者1人当たりの平均月間総実労働時間は132.0時間で、対前年比は4.9%減となった。

総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は122.8時間で、対前年比は3.0%減となり、所定外労働時間は9.2時間で、対前年比は25.2%減となった。

次に、平成24年からの調査産業計と製造業の総実労働時間指数の推移をみると、調査産業計は平成27年まで下降傾向にあったが、その後、横ばいに推移し、平成30年以降は再び下降している。

一方、製造業は平成24年以降、ほぼ横ばいで推移してきたが、平成30年以降は下降している。  
(第8表、第5図)

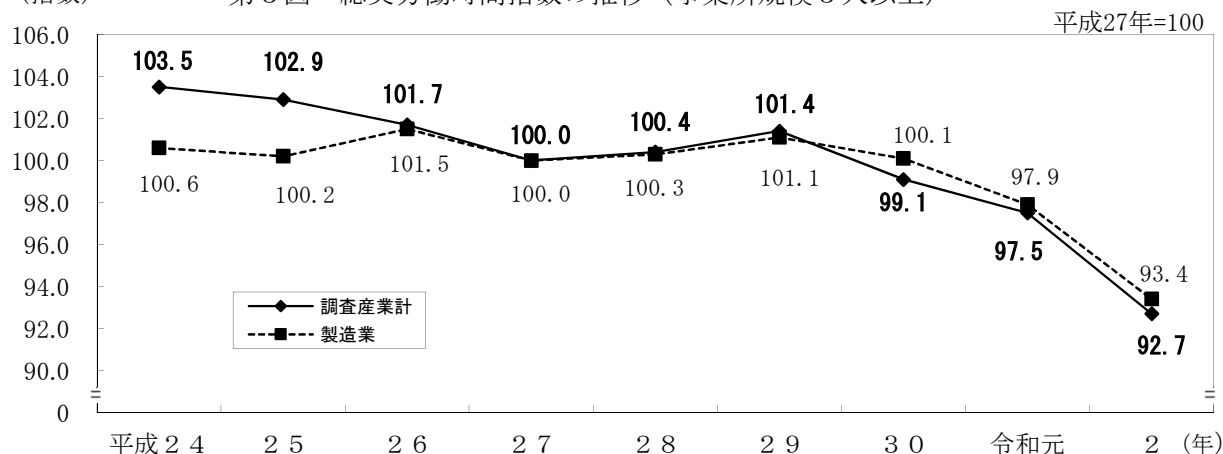
第8表 産業別労働時間の動き（1人平均月間労働時間数）

(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比		実 数	対 前 年 比	
		令和2年	令和元年		令和2年	令和元年		令和2年	令和元年
	時間	%	%	時間	%	%	時間	%	%
調 査 産 業 計	132.0	△ 4.9	△ 1.6	122.8	△ 3.0	△ 1.7	9.2	△ 25.2	0.6
建 設 業	168.9	0.0	0.8	155.0	0.8	0.1	13.9	△ 9.3	9.1
製 造 業	150.4	△ 4.6	△ 2.2	138.8	△ 1.7	△ 1.6	11.6	△ 28.7	△ 7.0
電 気 ・ ガ ス 業	143.5	△ 5.5	△ 1.3	135.9	△ 2.7	△ 0.7	7.6	△ 37.3	△ 8.3
情 報 通 信 業	142.7	△ 7.0	△ 4.4	134.6	△ 5.5	△ 4.8	8.1	△ 27.7	2.0
運 輸 業 , 郵 便 業	174.3	△ 1.3	2.0	151.8	0.5	△ 1.0	22.5	△ 12.1	24.9
卸 売 業 , 小 売 業	121.6	△ 5.4	3.2	116.4	△ 3.6	2.6	5.2	△ 33.6	14.9
金 融 業 , 保 険 業	142.7	△ 0.9	2.2	135.5	0.9	△ 0.6	7.2	△ 26.1	67.1
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	125.2	△ 12.2	15.0	119.5	△ 12.0	11.9	5.7	△ 18.0	154.3
学 術 研 究 等	159.7	3.1	6.2	145.0	1.6	4.5	14.7	20.2	29.6
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	71.9	△ 14.2	△ 11.3	69.7	△ 14.0	△ 8.0	2.2	△ 21.1	△ 56.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	94.5	△ 11.3	△ 5.8	90.6	△ 12.2	△ 6.0	3.9	13.8	△ 1.9
教 育 , 学 習 支 援 業	100.6	△ 16.2	△ 14.3	94.1	△ 7.5	△ 14.9	6.5	△ 65.3	△ 10.3
医 療 , 福 祉	116.1	△ 4.1	△ 5.9	111.3	△ 3.1	△ 6.0	4.8	△ 21.6	△ 3.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	147.4	△ 3.9	△ 0.6	142.5	△ 2.8	△ 1.8	4.9	△ 29.4	39.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	154.2	1.1	5.6	137.1	0.8	4.3	17.1	3.6	17.4

(指数)

第5図 総実労働時間指数の推移（事業所規模5人以上）



## II-C 雇用

### 1. 雇用の動き

常用労働者数は504,174人で、対前年比0.4%減となった。

産業別に常用労働者数の対前年比をみると、情報通信業（46.7%増）、教育、学習支援業（19.4%増）、生活関連サービス等（4.6%増）など6産業が増加したのに対し、電気・ガス業（29.3%減）、金融業、保険業（6.0%減）、その他のサービス業（5.9%減）など9産業で減少した。

次に、平成24年からの調査産業計と製造業の常用雇用指数の推移をみると、調査産業計は平成24年から平成29年までは上昇傾向にあったが、平成30年以降は下降傾向にある。

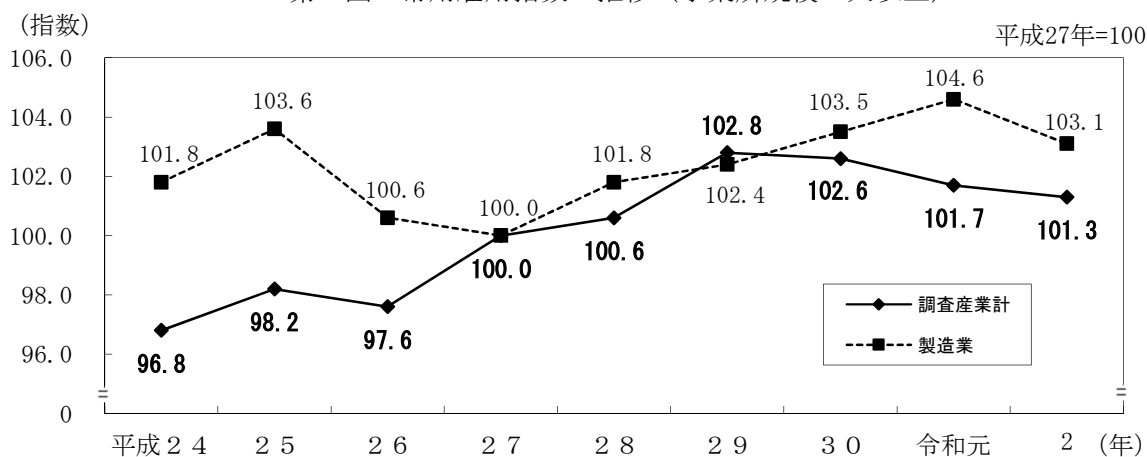
一方、製造業は平成24年から平成25年にかけて上昇した後2年続けて下降し、平成28年からは上昇傾向にあったが令和2年で下降に転じた。（第9表、第6図）

第9表 産業別常用雇用の動き（月平均）

（事業所規模5人以上）

産 業	滋賀県					全国	
	令和2年 常用労働者数 (月末)	対 前 年 比		構 成 比		対 前 年 比	
		令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
調 査 産 業 計	504,174	△ 0.4	△ 0.9	100.0	100.0	1.0	2.0
建 設 業	17,405	1.9	△ 1.0	3.5	3.4	1.9	2.8
製 造 業	150,273	△ 1.4	1.1	29.8	30.1	0.3	1.0
電 気 ・ ガ ス 業	1,423	△ 29.3	△ 1.7	0.3	0.4	△ 0.8	△ 2.6
情 報 通 信 業	3,317	46.7	△ 30.8	0.7	0.4	2.3	1.2
運 輸 業 , 郵 便 業	28,679	△ 1.7	2.7	5.7	5.8	1.3	1.0
卸 売 業 , 小 売 業	80,806	2.8	△ 0.3	16.0	15.5	0.5	1.2
金 融 業 , 保 険 業	10,548	△ 6.0	△ 1.7	2.1	2.2	△ 1.4	0.6
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	4,888	△ 1.7	0.0	1.0	1.0	2.0	1.5
学 術 研 究 等	10,657	3.2	11.1	2.1	2.0	2.0	1.8
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	36,129	△ 5.8	△ 2.8	7.2	7.6	1.3	5.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	12,475	4.6	6.2	2.5	2.4	0.4	2.5
教 育 , 学 習 支 援 業	32,342	19.4	△ 20.1	6.4	5.4	2.4	1.5
医 療 , 福 祉	81,059	△ 4.2	2.1	16.1	16.7	1.8	2.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	3,165	△ 2.0	0.4	0.6	0.6	0.3	△ 1.1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	31,012	△ 5.9	△ 2.6	6.2	6.5	0.5	3.2

第6図 常用雇用指数の推移（事業所規模5人以上）



# 毎月勤労統計調査 地方調査の説明

## 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与および労働時間について、滋賀県における変動を毎月明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の対象

本調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所のうち厚生労働大臣の指定する約690事業所について調査を行う標本調査である。

## 3 調査事項の定義

### (1) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額で、次のものがある。

「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここでいう超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に、一時的または突発的事由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められている期間ごとに行われるものをいう。また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は定められているがその額の算定方法が定められていないものや、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

### (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給さ

れると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

### (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

### (4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうち、いずれかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めずに雇われている者。
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者。  
なお、重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者や、事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者も労働者としており、上の条件に該当すれば常用労働者に含めている。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

## 4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして本県の事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

## 利用上の注意

- (1) 平成29年から、指数は、平成27年平均を100とする平成27年（2015年）基準としている。  
これに伴い、平成28年までの指数を平成27年平均が100となるように改訂した。
- (2) 増減率は指数により算定しているため、実数により算定した結果とは必ずしも一致しないが、指数が作成できないものは実数により計算している。
- (3) 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0にならない場合がある。
- (4) 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。  
賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。
- (5) 常用雇用指数およびその増減率は、平成30年1月分公表時に、労働者数推計のベンチマークを更新し、過去に遡って改訂した。
- (6) 産業名で電気・ガス業、不動産・物品賃貸業、学術研究等、飲食サービス業等、生活関連サービス等、その他のサービス業とあるのは、それぞれ電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)のことである。
- (7) 統計表の符号の用語は次のとおりである。  
「0」 …………… 単位未満  
「-」 …………… 該当数字がないもの  
「△」 …………… 減少  
「X」 …………… 標本数が僅少等のため秘匿としたもの
- (8) 平成29年から日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき表章している。
- (9) 調査産業計の集計は、調査事業所数が僅少のため、公表を秘匿する産業分類についても集計対象に含めて行っている。
- (10) 全国値については、「政府統計の総合窓口」（e-stat）により公表されている数値（令和3年3月12日現在）を使用している。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県総合企画部統計課 農林学事統計係

電話番号 077-528-3392（直通）

滋賀県ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/>